

けんりょうご 権利擁護のそうだんコーナー

宍粟市社協の権利擁護相談担当弁護士をはじめ専門家による身近な相談Q&Aです。
日常生活の中の不安や疑問、質問をはがきやFAXで社協までお寄せください。
(〒671-4137宍粟市一宮町関賀300 宍粟市社会福祉協議会 FAX 0790-72-8788)

Q 私は、75歳で、足が悪いために車いすで生活をしています。私も裁判員として呼ばれるのでしょうか。呼ばれれば、裁判員として参加しなければなりませんか。

A 裁判員は、20歳以上の選挙権を有している方の中から選ばれ、原則として拒否することはできません。しかしながら、一定の事由がある方は裁判員を辞退することが認められ、その事由として、①70歳以上である、②学生・生徒である、③重い疾病等で裁判所に行くことが困難である、④同居の親族を介護、養育する必要がある等が定められています(他にもあります)。

質問者の方も裁判員候補者となる可能性はありますが、年齢が70歳以上ですので、裁判員を辞退することができます。裁判員候補者名簿に登載された旨の通知(毎年12月頃)に同封された「調査票」に、その旨記載して返送すれば、その後、裁判所から連絡が来ることはありません。もっとも、辞退するかどうかは自由ですので、裁判員をやってみたい方は辞退する必要はありません。

なお、質問者の方は車いすで生活しておられるようですが、移動に車いす等が必要な方であっても、裁判所はバリアフリー等に配慮していますので、裁判員として参加することには何の問題もありません。

【山田法律事務所(姫路市) 弁護士 立花 隆介】

暮らしの相談、お困りごとは社協へ！

社協の総合相談のお知らせ

◎ 心配ごと相談

山崎 宍粟防災センター

6月26日(金)

7月3日、10日、17日(金)

午後1時30分～4時

◎ 結婚相談

宍粟防災センター

7月4日(土)、16日(木)

午後1時30分～4時

◎ 介護・福祉相談

毎週月～金曜日の午前8時30分～

一宮 センターいちのみや
7月14日(火)
午後1時30分～4時

波賀 メイプル福祉センター
6月24日、7月22日(水)
午後1時30分～4時

千種 千種保健福祉センター
7月8日(水) 児童相談
午前10時～11時30分
7月21日(火) 一般相談
午後1時30分～4時

午後5時30分、常時、社協各支部の窓口で、介護に関する相談や苦情、福祉サービス等の相談を受付けています。お気軽にご相談ください。

※秘密は厳守します。

※相談はいつでも無料です。

※市内にお住まいの方が対象です。

